

1年保存

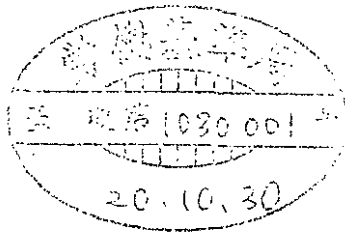
基発第1107002号  
平成20年11月7日

局内各部・課長 殿

労働基準局長  
(公印省略)

厚生労働省文書管理規程の一部を改正する訓令の施行について

標記について、大臣官房総務課長から、別添のとおり監査の強化等について訓令改正を行った旨通知されたので、所属職員に対し周知するとともに、各部・課長においては、厚生労働省文書管理規程に基づき、適切な文書管理に努められたい。



総発第1029003号  
平成20年10月29日

内部部局の長 } 殿  
大臣官房各課長 }

大臣官房総務課長  
(公印省略)

厚生労働省文書管理規程の一部を改正する訓令の施行について

厚生労働省文書管理規程の一部を改正する訓令（平成20年厚生労働省訓第21号）が、別添のとおり制定され、平成20年11月1日から施行することとされたので通知する。

貴職におかれましては、貴部局職員に対する改正内容の周知徹底を図られたい。

○厚生労働省訓第21号

(本省内部部局)

厚生労働省文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年10月29日

厚生労働大臣 舛添 要一

厚生労働省文書管理規程の一部を改正する訓令

厚生労働省文書管理規程（平成13年厚生労働省訓第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第13項中「これらの名称」の次に「、保存場所」を加える。

第16条の次に次の1条を加える。

第16条の2 第11条ただし書の規定により收受した文書については、第15条第2項から第5項まで及び第16条第2項の規定を準用する。

第34条第2項中「財務省印刷局」を「独立行政法人国立印刷局」に改める。

第65条中「文書の適正な管理について必要があると認めるときは」を「定期及び随時に」に、「総括課長又は課長」を「局長及び官房課長」に、「又は実地に検査することができる」を「及び監査を行うものとする」に改め、同条に次の1項を加える。

2 総括課長は、定期及び随時に、当該課の属する部局の課（総括課を除く。）の保有する文書の管理の状況について監査を行い、その結果を部局長に報告するものとする。

第65条の次に次の1条を加える。

(点検)

第65条の2 課長は、定期に、当該課の保有する文書の管理の状況について点検を行うものとする。

2 課長（総括課長を除く。）は、前項の点検結果を総括課長（官房課長にあつては、官房長）に報告するものとする。

附 則

(施行期日)

この訓令は、平成20年11月1日から施行する。